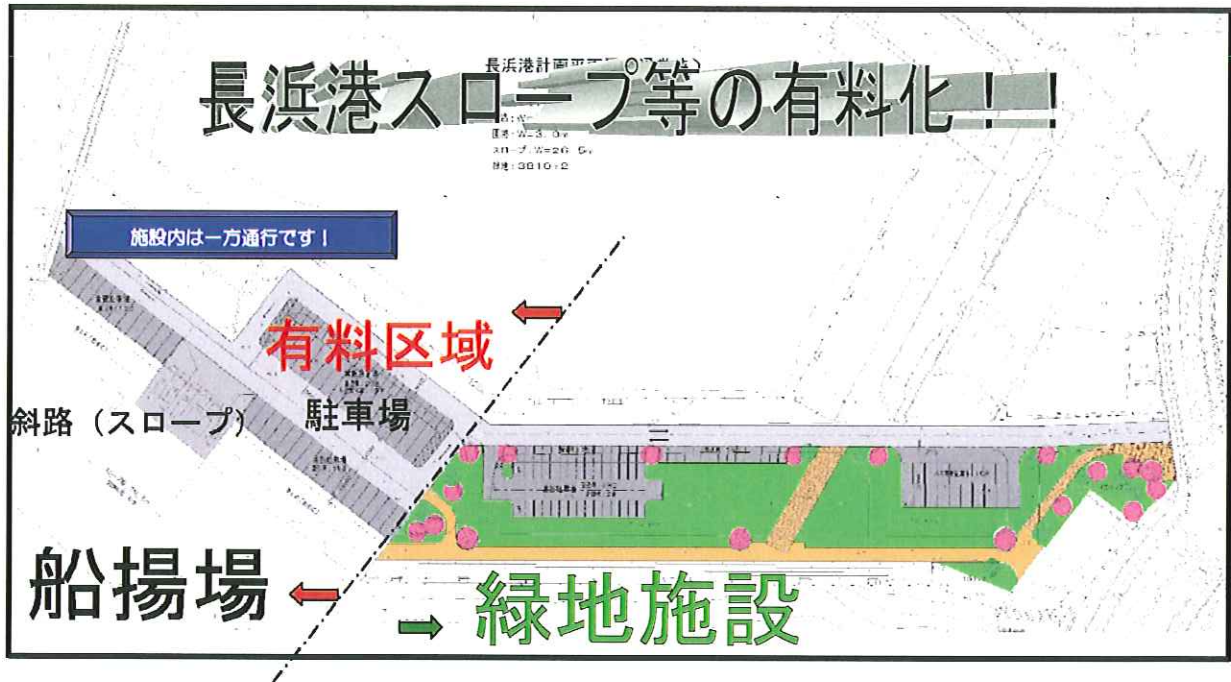


お知らせ



★平成20年5月3日から船揚場の駐車場と斜路(スロープ)の利用を有料とします!!
施設を利用される方から使用料金をいただきます!!

料金予定

斜路(スロープ)使用料(1日当り)	1,350円
トレーラ(付自動車)の駐車料(1回当り)	1,000円
普通自動車の駐車料(1回当り)	500円

料金のお支払いがない場合、入場や施設の利用はできません!!
お釣りのいらぬように準備をお願いします!!

★平成20年5月3日以降、次の証明書を、入口で確認させていただく場合がありますので、
ご協力をお願いします!!

- ①船舶免許証
- ②船舶検査証(写しでも可)
- ①琵琶湖水上オートバイ安全講習会修了証

★平成20年5月3日以降、別紙の「利用申請書」に、申請者氏名、船舶免許取得者氏名、船舶検査証の内容等を記入し、提出してください!!

必要事項の記入がないと、入場や施設の利用はできません!!
前もって氏名等を記入したコピーの提出も可能です!!
様式は、ホームページにも掲載しますので、ご利用ください!!

(裏面へ移る)

★利用料金の徴収時期

平成20年度の徴収時期は、5月3日～11月末までの予定です。7月、8月は平日も徴収しません。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	料金徴収時間帯
平日													午前8時～午後6時まで
土日及び祝日													〃

★利用上のルールを守ってください。

- ①原則として、平成20年4月1日から従来型2サイクルエンジン搭載のボート等は、琵琶湖では使用はできません。ただし、琵琶湖ルール（滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例）の経過措置を受けたボート等（シール貼付艇）は利用できます。
- ②午前8時以前に来られた方は、18時までに「料金の支払い」と「利用申請書の提出」を必ず行ってください。
- ③水上バイクの利用者は、滋賀県警主催の水上安全講習会を受講してください。
- ④不正な利用やルール違反を繰り返された場合、施設を閉鎖することになります。

★利用者の手続き

利用申請書の記入・提出(コピー可) → 利用料金の支払い → 徴収票を受け取る → 外から見える自動車内に徴収票を置く → 施設利用(斜路、駐車場)

★長浜港利用ルールは、これまで同様に守っていただかなければなりません。



テント、イス等は禁止



ゴミの散乱、ポイ捨て禁止



ゴルフ、キャッチボール等球技禁止



花火、バーベキュー等禁止



斜路内等での給油禁止



斜路等に放置禁止、白線内に駐車

- 港湾法（第37条の3）の規定により陸域水域ともにボート等の放置は禁止となりました。今後、強制撤去の対象となります。

**快適な長浜港をつくる会、滋賀県、長浜市
長浜警察署、水上安全協会、PW安全協会、NBSA**